

事務連絡
令和2年11月24日

各

都道府県	生活保護制度担当課(室)	
指定都市	生活困窮者自立支援制度担当課(室)	御中
中核市	ホームレス自立支援担当課(室)	

各 都道府県 生活福祉資金貸付制度担当課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について

平素より厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

現下の状況においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、年末に当たり解雇や雇い止めの増加が予想されます。

保護の実施機関及び自立相談支援機関においては、これまでも年末年始等の長期連休等に適切にご対応いただいているものと承知しておりますが、こうした状況の中、本年の年末年始において、今般の新型コロナウイルスの影響により、居所を失った又は居所を失うおそれのある方、その他の生活に困窮した方への迅速な対応が例年以上に必要となることが考えられます。

このため、必要な相談体制が適切に確保できるよう、特に相談が多く見込まれる自立相談支援機関の窓口や福祉事務所等の臨時的な開所、電話等による相談体制の確保、その他の地域における連絡体制の確保など、年末年始の相談体制の確保について、管内自治体や委託事業者等の関係機関と連携し、地域の実情に応じて対応いただくよう、お願いいたします。

また、生活保護制度においては、別紙1をご参照いただくとともに、年末直前に福祉事務所に相談があった場合に、支援が途切れることのないよう必要な配慮をお願いいたします。さらに、現下の状況における保護の取扱いについては、添付の一連の事務連絡も参照しつつ、適切に対応頂きますようお願いいたします。この際、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、また、都道府県におかれては、不適切な対応を把握した場合には

指導いただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づき実施いただいているところですが、この措置の対象者は、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 13-32 にお示ししているとおりでありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

生活困窮者自立支援制度の相談等の対応にあたっては、別紙 2 をご参照いただくとともに、福祉事務所とも連携の上、地域の実情を踏まえた必要な対応を行って頂きますようお願いいたします。

さらに、年末年始に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事の提供等の支援活動について、NPO 法人ホームレス支援全国ネットワークより情報提供いただく予定ですので、追ってお知らせします。

なお、各自治体においては、こうした対応について、ホームページに掲載する等、住民の方への広報についてもご対応をお願いいたします。必要に応じて、都道府県で情報を取りまとめるなどご協力をお願いします。

生活保護制度における年末年始の対応（例）

※生活保護制度の相談等の対応にあたっては、下記をご参照いただくとともに、生活困窮者自立相談支援機関等とも連携の上、地域の実情を踏まえた必要な対応を行って頂きますようお願いいたします。

（1）年末年始に備えた事前の対応

- ア 年末年始（令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 1 月 3 日。以下同じ。）の臨時窓口（開所日、開所時間、場所等）・連絡先の調整。
- イ アに関するチラシ等による周知（地域の関係機関とも連携すること。）。
- ウ 年末年始の生活や資金、住まいに不安がある方や、既に相談等を受けている方のうち、生活や資金に懸念がある方等に対する事前相談の促しや連絡の実施。

（2）年末年始の対応

- ア 年末年始の臨時窓口の開所。
- イ 輪番制、緊急連絡網等の整備と当番職員が連絡を受ける体制の確保及び関係機関との情報共有。
- ウ アや緊急連絡に関するチラシやホームページ等による周知。

【参考】 関係通知抜粋

- ① 「生活保護法に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱いについて」（平成 4 年 10 月 12 日社保第 55 号厚生省社会局保護課長通知）

生活保護に係る保護金品の支給日については、各実施機関において特定の支給日（以下「定例支給日」という。）を定めており、定例支給日が地方公共団体又は金融機関の休日（以下「休日」という。）に当たる場合の取扱いは実施機関により異なっているところであるが、より一層の受給者サービスの向上を図るため、定例支給日が休日に当たる場合は、支給日を繰り上げ、その直前の休日でない日とすることが望ましいと考えられるので、管下実施機関及び関係機関に周知徹底を図り、平成 4 年 12 月までにその実施ができるよう、御配慮願いたい。

なお、保護費の会計年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと区分されていることとの関係上、4 月の定例支給日が休日に当たる場合であって、前記の方法によると前月に支給すべきこととなるときは、4 月の最初の休日でない日に支給すべきものとなるので、念のため

め申し添える。

② 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

第 2 編 問 28（休日、夜間における受診確保）

問 休日、夜間等の福祉事務所閉庁時において急病のため受診する必要がある場合、医療券がないため一時的に医療費の支払いを余儀なくされることも予想されるが、その対応策はどのようにすればよいか。

答 福祉事務所閉庁時において急病になった場合は、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診察依頼書を届けることになるが、設問のような事態に対応するため、あらかじめ地域の医師会等と協議し、適切に受診できるような措置を講じておくことが適当である。

③ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）（抄）

第 10 保護の決定

問 2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

生活困窮者自立支援制度における年末年始の対応（例）

(1) 年末年始に備えた事前の対応（【括弧内】は、主な対応機関）

- ア 年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日。以下同じ。）の臨時窓口（開所日、開所時間、場所等）・連絡先の調整。【生活困窮者自立支援制度担当課（室）、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- イ アに関するチラシ等による周知（地域の関係機関とも連携すること）。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- ウ 年末年始の生活や資金、住まいに不安がある方や、既に相談等を受けている方のうち、生活や資金に懸念がある方等に対する事前相談の促しや連絡の実施。【自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会】
- エ 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの入所枠の確保やホテル、旅館、アパート等借上、無料定額宿泊所等との連携に関する事前調整。【ホームレス自立支援担当課（室）】
- オ 年末年始に緊急に貸付金の送金が必要なケースが発生した場合における年末年始の銀行の振込業務の対応予定【都道府県社会福祉協議会】

(2) 年末年始の対応

- ア 年末年始の臨時窓口の開所【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課（室）、市町村社会福祉協議会】
- イ 輪番制、緊急連絡網等の整備と当番職員が連絡を受ける体制の確保及び関係機関との情報共有。【生活困窮者自立支援制度担当課（室）、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- ウ アや緊急連絡に関するチラシやホームページ等による周知。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- エ ホームレス等で急迫されている方からの連絡や相談があった場合には、一時的な宿泊施設等における入所支援を行う。また、必要に応じて、福祉事務所と連携を行う。【ホームレス自立支援担当課（室）、自立相談支援機関】
- オ 手持ち金がなく、貸付の相談等があった場合には、食糧支援や貸付金の迅速な振込、一時的な宿泊施設への入所支援等、必要な対応を行う。【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課（室）、市町村社会福祉協議会】

(3) その他

緊急小口資金等の特例貸付の受付期間の取扱（現行、本年 12 月末まで）及び住居確保給付金の支給期間の取扱（現行、最長 9 か月）については、延長の要望等を受け、対応を検討しているところ、具体的な方針が確定次第、速やかに連絡する。